

筑前町人権施策実施計画書

令和6年5月

筑前町

はじめに

2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、県も「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しています。筑前町では、それらを踏まえ、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進するため、2009（平成21）年2月に「筑前町人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、あらゆる差別の解消に向けた人権行政施策を推進してきました。

しかしながら、依然として、同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する無理解や偏見による人権侵害が見られ、また、近年の高齢化、国際化、高度情報化等を背景として、人権を取り巻く状況は大きく変化し、人権課題はますます多様化、複雑化しています。このような状況と新たに犯罪被害者等やインターネットによる人権侵害、性的少数者の人権問題に関する施策を進めるため、2022（令和4）年5月に基本指針の改定を行いました。

本町では、基本指針を実行に移すために行政が行うべき具体的な計画として、「筑前町人権施策実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、人権尊重のまちづくりを推進するための具体的な取組を進めていきます。

この実施計画では、人権問題全般を扱う事業を集めた「人権全般（共通の取組）」と基本指針において示した「同和問題（部落差別）」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「外国人」、「感染症患者等」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「性的少数者」、「さまざまな人権課題」の11項目を合わせ全部で12項目の構成となっています。毎年、点検・確認を実施し、見直しを行いながら、より効果的な人権施策を推進していきます。

目 次

1	人権全般（共通の取組）	1	ページ
2	同和問題（部落差別）	4	ページ
3	女性	6	ページ
4	子ども	9	ページ
5	高齢者	15	ページ
6	障がいのある人	19	ページ
7	外国人	23	ページ
8	感染症患者等	24	ページ
9	犯罪被害者等	25	ページ
10	インターネットによる人権侵害	26	ページ
11	性的少数者	27	ページ
12	さまざまな人権課題	28	ページ

1 人権全般（共通の取組）

【推進方針】
人権尊重があらゆる施策の根本にあることを基本に置き、総合的な人権行政を推進します。誰もが「生まれて来てよかった」と思えるためには、互いを思いやり、支え合う社会を実現する取組が必要です。
また、住民一人ひとりが社会にあるさまざまな偏見や差別と向き合い、自分自身の問題として捉え、行動し、全ての人の人権が尊重された社会を実現するための総合的かつ効果的な施策を積極的に進めていきます。

《課題目標を達成するため実施する事業など》

事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度の取組
人権施策推進本部の設置	「人権施策推進本部」を設置し、全庁的に人権施策に取り組む。	人権・同和対策室	改定した筑前町人権教育・啓発基本指針の内容で実施計画書を作成し、本部会議で決定後、各課への配布やホームページに掲載するなどし周知を行った。また、庁内担当者会を通じて実施状況の点検と次年度計画案を作成し、人権施策推進審議会に諮った。	継続	人権尊重のまちづくりのため、各事業や施策においてその内容をふまえた取組が進められるよう、実施計画書を周知する。また、担当者会と審議会により、点検と見直しを行うことで、より実効性のある実施計画づくりに努める。
人権・同和教育推進協議会	差別の本質を認識し、未来を保障する教育を確立するための運動を広げ、深めていく。	人権・同和対策室	学校教育部会、社会教育部会、行政部会全体の委員総会では、それぞれの取組を確認し合い、共有することで、連携強化を図ることができた。委員総会では、DVD研修も行った。	継続	相互の協力体制により人権・同和教育や啓発活動等に取り組む。
広報紙による啓発	筑前町人権・同和教育推進協議会による「心のぬくもりを」をシリーズ化し啓発に努める。	総務課 人権・同和対策室	関係機関の職員で構成する人権・同和问题啓発研究会を開催し、様々なテーマをもとに、検討・協議しながら記事を作成し毎月広報紙に掲載した。また、役場の若年層職員を委員に加え、人権に関する知識の向上を図った。執筆者には事前に記事を提出してもらい、構成員が読み込むことで、研究会では活発な意見が出た。構成員も年度毎に交代することで、人権意識の向上につながった。	継続	テーマに偏りがないう、年度計画に基づき、互いに研究し合い町民に伝わる人権啓発記事の作成に努める。
町長へのたより	「町長へのたより」による様々な意見などを町政へ反映するように努める。	総務課	「町長へのたより」に人権に係わる内容は無かった。	継続	町長へのたよりは、幅広く町民の意見を聴くために実施しており、人権に関する意見や要望があれば、町政へ反映するように努める。
人権教育に取り組む指導者の育成	子ども達に人権尊重の精神を育む指導者として接している保育士、教職員の資質の向上を図る。	美和みどり保育所	福岡県人権・同和教育研究協議会や隣保館での学習会、また、同和保育所である下見保育所の公開保育や全国人権保育研究集会に積極的に参加した。園内研修では、同和保育所として大切にしていることを学び、職員間の共通認識を図っていった。	継続	福岡県人権・同和教育研究協議会や町主催の研修会、隣保館での学習会などに積極的に参加し、保育所内でも人権カリキュラムに沿って計画的に人権保育を実施する。
		教育課	教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、具体的な態度や行動に現れるよう、人権教育に係る研修を位置づけると共に、学校の実態に応じた推進プランを作成し、内容を改善・充実するよう指導した。	継続	研修等に取り組み、職員の資質向上を図り、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進する。
町職員などの研修の実施	職員研修を実施し、人権問題に対する理解を深める。	総務課	庁内においては行政職員人権・同和问题研修推進会議において年間計画を作成したが、入庁3年目職員研修、新規採用職員研修を実施することができなかったが、庁内で職員及び会計年度任用職員研修を独自に開催した。 また、各種研修に自主的に参加するよう促した。	継続	各種研修を早めに計画し実施する必要があるとともに研修に自主的に参加するよう職員向けの情報提供を行う。

人権セミナー	さまざまな人権問題をテーマとした学習の機会を提供する。	人権・同和対策室	人権に関する出前講座の講師を5回行った。児童や関係団体へ様々な人権課題を取上げ、人権に関する学習の機会を提供することができた。	継続	企業や団体などでの人権学習が根付くサポートや企画運営を行う。 企業や団体・個人などへの周知方法の改善が課題である。また、幅広い学習機会の提供と特定職業従事者等の人権学習の深化を共に進める必要がある。
出前講座	メニューに人権に関する内容を掲げ、人権教育・人権啓発の推進を図る。	生涯学習課	人権に関する講座メニューを掲載し、出前講座をPRした。出前講座全体としては148件の利用があり、うち人権に関する講座メニューは2件だった。	継続	講座メニューを充実させ継続して掲載する。
教養・趣味講座の開設	各種公民館講座を実施し、人間性向上及び人格形成の推進を図る。	生涯学習課	「つどう」「まなぶ」「つながる」ことを目的に、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等、様々な公民館講座を実施した。住民ニーズを考え、学習の機会を広く提供できるよう調整に努めた。	継続	公民館講座を通して、趣味・教養の向上を目指すだけでなく、地域内の行事等で生かせるよう、人材育成につなげていく。
人権週間講演会の実施・街頭啓発	幅広い層の住民が、さまざまな人権問題について考える機会として講演会の開催や街頭啓発を実施する。	人権・同和対策室	講演会と街頭啓発を行った。講演会は「障がいのある人の人権」をテーマに144人の参加があった。街頭啓発では、講演会のチラシだけでなく、啓発チラシとともに啓発物品を町内施設や店舗の協力のもと配布した。	継続	人権問題の啓発のため、テーマに偏りがないように広く町民が参加できるようなテーマ・講師の選定について研究し、実施していく。 街頭啓発に関しては、時間帯など実施方法の改善を検討する。
地域コミュニティの推進	地域の特性を生かした自主的活動を促進し、住民相互の支え合いを核に協働して「住民主体のまちづくり」に取り組むため、コミュニティに関する理解促進や意識の醸成に取り組む。	企画課	郷づくり事業等を通してコミュニティ活動等に対する支援を実施した。	継続	町単独の郷づくり事業や国県のコミュニティ補助事業等の活用を推進する。 区長会等でコミュニティ活動の理解促進を図る。
資料収集・提供	住民の意識改革、向上への一環として、資料の収集や教材の作成を行い、学習する機会を提供する。	人権・同和対策室	年度内に3回、人権パネル展を行い、町民の人権意識向上を図った。それぞれテーマが異なる人権問題を取り上げ、来庁者や職員への啓発を行った。人権啓発冊子を作成、全戸配布した。	継続	1人でも多くの人に届くように、工夫した啓発を行っている。
人権問題啓発冊子の発行	朝倉地区（筑前町、東峰村、朝倉市）より、編集委員を選出し、さまざまな人権問題について協議を重ね、人権啓発冊子を発行する。	人権・同和対策室	さまざまな人権問題について各委員が原稿を作成し、編集委員会で協議を行った（全8回）。11月に人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」を作成し、12月中に全世帯と町内小・中学校全学級、各課、公共施設に配布した。	継続	朝倉地区人権啓発情報センターと連携して、新たな人権課題やテーマを盛り込んだ原稿や、全体の構成を検討し、自分ごととして考えてもらうきっかけとなるような冊子（カレンダー）を作成していく。
人権擁護委員との連携	人権擁護委員と連携し、人権啓発、相談事業などを実施する。	人権・同和対策室	協力して街頭啓発や企業啓発訪問を行った。また、「人権の花」運動では、実施した学校の開・閉級式に参加し、人権擁護委員と命の大切さについて啓発を行った。法務局や人権擁護委員連合会が開催する相談窓口や連絡先を広報や防災無線で周知した。	継続	人権擁護委員と連携した啓発活動を行っていく。
民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を図り、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指す。	福祉課	民生委員児童委員協議会の定例会で子どもの人権について学習した。個別の相談は、民生委員・児童委員と連携を図り、必要に応じて関係機関へ繋いだ。	継続	民生委員児童委員協議会の定例会で人権についての研修を1回以上行い、人権についての理解を深める。

朝倉地区人権啓発情報センターとの連携	筑前町、東峰村、朝倉市の3市町村が差別のないまちづくりの拠点として設立した朝倉地区人権啓発情報センターと連携し、啓発、相談、研修などを実施する。	人権・同和対策室	専任職員1人が勤務し、朝倉地区内全職員を対象とした職員研修や、こども基本法を取り上げた巡回パネル展を連携して行った。また、ヒューマンライツシアターを実施し、238人の参加があった。「障がい者の人権について」というテーマで朝倉地区人権・同和教育研究会を開催し、3市町村で約350人の参加があった。	継続	事業内容を検証し、更に効果が見込まれる事業に変更するなど効率化を図りながら効果を高めるよう工夫する。朝倉地区人権啓発情報センターと連携し、啓発活動を行っていく。
各種団体などの研修の実施	町同推協各部会を構成する団体などの研修を実施する。	人権・同和対策室 関係課	各種団体研修について、テーマを工夫し実施した。	継続	広く町民と接する業務を行う団体を対象に、様々な人権問題に対する理解が深まるような研修内容を実施する。
企業啓発	7月の県同和問題啓発強調月間や12月の人権週間を中心に、町内企業・事業所への訪問啓発を行い、連携を深める。	人権・同和対策室	7月と12月に、町内21企業に対し資料郵送による啓発を行った。また、7月には4企業を訪問し、講演会の案内やセミナー開催など職場内研修について提案した。	継続	企業との連携を強化するため、商工会等との連携に努める。
朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会	朝倉地区の市町村の連携により、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざして、解放子ども会指導員の設置、人権・同和教育研究会の開催、人権啓発冊子の発行などを行う。	人権・同和対策室	解放子ども会指導員1人を本町に配置した。 朝倉同推連研究委員【専門部会構成：学校教育部会（朝倉地区教職員7人）、社会教育部会・行政部会（行政職員）9人】それぞれが構成員として参加し、朝倉地区連携事業や研修の実施により朝倉地区の広域的な取組を行った。各市町村や学校、専門部会の取組の情報共有や各種事業の実施に向けて協議するための会議を実施した。 また、小学校で実施中の人権の花運動を就学前の子どもを対象を拡げ、朝倉地区内幼稚園・保育所等にて、人権の花＝ひまわりの花栽培活動を通し、子どもの豊かな人権感覚を育んでいくことを目的に「ニコニコひろがる！ひまわりの花運動」を実施した。 朝倉地区外の活動としては、福岡県の人権センター等連絡協議会や福岡県人権・同和教育研究協議会に参加し、当センター事業内容や朝倉地区の事業報告を行うと共に、他市町村の取組を学んだ。	継続	朝倉同推連構成市町村間の連携を深め、かつ朝倉地区人権啓発情報センターと協力して取り組む。朝倉地区人権啓発情報センターホームページの更新、人権ライブラリーの活用促進等、効果的な人権啓発方法等の検討を連携して行う。

2 同和問題（部落差別）

【推進方針】
「筑前町部落差別をはじめあらゆる差別を解消し人権を擁護する条例」の趣旨を踏まえ、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と課題のもとに、行政機関や学校、企業等が連携し、効果的な取組を通して同和問題（部落差別）に関する正しい認識を深め、住民一人ひとりが自主的に意識改革に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

課題目標	①啓発の推進 （ア）啓発活動の充実及び推進 （イ）企業における啓発活動の推進 （ウ）えせ同和行為の排除 ②人権・同和教育の推進 （ア）学校教育における人権・同和教育の推進 （イ）社会教育における人権・同和教育の推進 ③相談体制の強化 （ア）相談窓口の周知と体制の充実						
	《課題目標を達成するため実施する事業など》						
分類	事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度の取組	
①啓発の推進	(7)	受付業務一般事務	部落差別につながる身元調査、土地調査を断る。	全課	7月の同和問題啓発強調月間に「身元調査お断り」バッジを着用し、啓発活動に全職員で取り組んだ。	継続	部落差別に対する正しい認識の確認と人権感覚を高めることに努め、身元調査お断りバッジ着用等、強調月間を中心に啓発活動に引き続き取り組む。
		各種証明書などの交付業務	第三者による不正取得に関する対応を、県・法務局・戸籍住民基本台帳事務協議会などと協議しながら進めていく。	住民課	各種証明書の交付の際は、申請者の本人確認を適切に行い交付業務を行った。 住民票の写し等の第三者への交付に係る「通知制度」では、町のホームページや広報紙7月号に制度の目的や登録方法などを掲載して転入者に制度を案内し、周知を行った。その結果、新規の登録者数・59人、現在の登録者数は210人と増加した。第三者等への交付に係る登録者への通知人数は10人であった。また、今年度末で登録期間が満了する24人に「期間満了と更新手続き」の通知を行った。	継続	他の自治体では、不正取得事案が発生しており、今後も引き続き法務局や県と連携しながら不正取得防止に努める。また町のホームページ等で本人通知制度について周知し、登録を呼びかける。
		街頭啓発の実施や講演会の開催	7月の県同和問題啓発強調月間に啓発チラシなどを配布し街頭啓発を実施する。 筑前町同和問題啓発強調月間講演会を開催する。	人権・同和対策室	講演会は、「今ここにある部落差別」をテーマに開催し171人の参加があった。 街頭啓発では、講演会のチラシだけでなく、啓発チラシとともに啓発物品を、町内施設や店舗の協力のもと配布した。新たに1店舗増やして実施できた。	継続	講演会に関しては、講師の選定や実施方法を引き続き研究していく。 街頭啓発に関しては、時間帯や実施方法等の改善を検討する。
	(4)	企業啓発（再掲）	7月の県同和問題啓発強調月間や12月の人権週間を中心に、町内企業・事業所への訪問啓発を行い、連携を深める。	人権・同和対策室	7月と12月に、町内21企業に対し資料郵送による啓発を行った。また、7月には4企業を訪問し、講演会の案内やセミナー開催など職場内研修について提案した。	継続	企業との連携を強化するため、商工会等との連携に努める。
		朝倉地区企業内同和問題推進協議会との連携	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、公正・公平な採用、企業内における人権・同和問題学習を推進する。	人権・同和対策室	朝倉地区企業内同和問題推進協議会主催の講演会で、他参加者とともに、朝倉地域の現状と課題について学びを深めた。	継続	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、企業内における人権・同和問題についての学習を計画的に進める。
	(7)	えせ同和行為の排除	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、えせ同和行為を排除する。	人権・同和対策室	企業宛て、えせ同和行為に関するパンフレットを送付し、情報提供と共にその対応について啓発を行った。	継続	庁内各課へも情報提供を行い、共通認識を図る。

② 人権・同和教育の推進	(7)	人権・同和教育推進協議会学校教育部会研究助成	町人権・同和教育推進協議会学校教育部会が取り組む、人権・同和教育推進に必要な研究や実践活動などを助成する。	教育課	人権・同和教育推進のための助成を行い、中牟田小学校、三並小学校での公開授業を2回、教育部会での学習会などを実施した。	継続	学校教育部会において、計画的・継続的な研究を行い、公開授業、学習会等を行う。
		学校教育における同和教育の推進	学校教育における全教科・全領域の中で、人権尊重の精神を育む教育を推進する。	教育課	教育活動全体を通じて、人権教育が尊重される授業づくりの工夫を進めるよう指導した。	継続	継続して人権尊重の精神を育む教育を推進する。
	(4)	社会教育における同和教育の推進	社会教育のあらゆる機会に基本的人権を基調とする人権学習を取り入れ、人権尊重の自覚を高め、「差別のない明るい町づくり」を推進する。	生涯学習課 人権・同対策室	出前講座、広報紙、人権啓発冊子「ひらけ未来に」等を通して、教育・啓発を行った。	継続	住民の理解を深められるよう、様々な機会を通して引き続き、分かりやすい教育啓発を行う。
		各種団体などの研修の実施（再掲）	町同推協各部会を構成する団体などの研修を実施する。	人権・同対策室 関係課	各種団体研修について、テーマを工夫し実施した。	継続	広く町民と接する業務を行う団体を対象に、様々な人権問題に対する理解が深まるような研修内容を実施する。
		解放子ども会の運営支援	部落差別の現実の中にいる子どもたち一人ひとりの生活を確立するため、進路や生活体験を保障し、さらに部落差別に対する科学的認識を身につけ、部落解放にむけて差別と闘う子どもたちを育てることを目的に、補充学習や解放学習を支援する。	人権・同対策室	年間を通して、補充学習、解放学習、社会見学、中三生強化学習会などを支援した。	継続	引き続き、子どもたちの部落差別をはじめとするあらゆる人権課題に関する学習、学力保障などに取り組む。各解放子ども会の交流や連携を推進する。今後の子ども会活動についても検討していく。
③ 相談体制の強化	(7)	隣保館運営事業	地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行い、社会福祉及び保健衛生に関する事業などを積極的かつ総合的に行う。	人権・同対策室 (隣保館)	就職相談や家庭内相談など各種相談に適切な助言指導を行い、必要に応じて各種機関へつないだ。新しい生活様式を鑑み、随時講座を開設していった。解放文化祭も同様に実行委員会においてどの様に開催するか考え、4年ぶりに飲食等バザーを含む通常開催ができた。また、月2回隣保館周辺及び広域の地域を職員で巡回、また高齢者訪問を実施し、住民に声掛けを行うなど見守りを行った。	継続	新型コロナウイルス感染症対策を講じながらも、新しい生活様式を踏まえ、相談事業、解放文化祭、学級・講座は全10種、隣保館講演会は年2回で計画している。地域巡回・広域巡回・高齢者訪問を各月2回実施する。
		広域隣保活動事業	隣保館が設置されていない地域において、地域住民の生活の改善及び向上を図ると共に、地域住民の人権問題に対する理解を深めるため既存の各種公的施設を活用して隣保事業を実施する。	人権・同対策室 (隣保館)	新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、各地域に解放文化祭をきっかけに声掛けをしてきたが、一度離れた高齢者のコミュニティの再構築は難しく、完全に復帰まではほど遠い。	継続	新しい生活様式を地道に説明しながら、各支部集会所等で6講座開設を目指す。
		部落差別解消のための取組	部落差別解消推進法を踏まえ、住民意識調査や同和地区生活実態等調査を参考にしながら、相談体制の充実及び啓発・教育の推進を図る。	人権・同対策室	町内企業宛てに「町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」チラシを配布した。「隣保館だより」を発行し、相談事業の周知と相談窓口の照会を行った。	継続	あらゆる機会を通じて、法律や県・町条例の周知や、隣保館相談事業の活用を啓発していく。
		地域交流促進事業	隣保館の休日開館や各種講座の開催により、地域住民相互の交流・促進を図る。	人権・同対策室 (隣保館)	新しい生活様式を取り入れて、8講座を開設した。	継続	新しい生活様式を踏まえて12講座を実施する計画で、特に人権連続講座は地区内外交流促進のため、全町民を対象に呼びかけていく。

3 女性

【推進方針】
女性の人権が尊重される社会実現のために、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、暴力やハラスメントを根絶し、すべての人の共生社会の形成に向けて、以下の取組を積極的に推進します。

課題目標		①女性の人権が尊重される社会づくり （ア）人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 （イ）生涯を通じた女性の保健福祉支援体制の整備 ②あらゆる暴力の根絶と被害者の保護 （ア）女性に対するあらゆる暴力を容認しない環境づくりの推進 （イ）相談窓口の設置や被害者支援体制の整備 ③あらゆる場における意識改革 （ア）子育てや介護と就労の両立支援 （イ）男女共同参画社会づくりの推進					
《課題目標を達成するため実施する事業など》							
分類	事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度の取組	
①女性の人権が尊重される社会づくり	(ア)	男女共同参画に関する広報・啓発活動	啓発冊子の発行・活用、各種刊行物における性にとらわれない表現の使用の推進、情報の収集、提供を行う。	企画課 (男女共同参画センター)	広報紙、HP、SNS等を活用し情報発信、啓発を行った。 職員に対し、アンコンシャスバイアスやジェンダー意識に留意した表現等について周知を行った。 リブラにおいて、パネル展等の啓発事業に取り組んだ。	継続	引き続き情報発信や啓発に努める。
		男女共同参画の講座・研修会の開催	男女平等、男女共同参画について継続的に学ぶ講座や研修会などを開催する。 ・男女共同参画講演会 ・男女共同参画セミナー	企画課 (男女共同参画センター)	男女共同参画セミナー7講座12回開催し、幅広い世代・男女へ向けて男女共同参画の理解向上を図った。	継続	講演会・セミナーの内容を検討しながら取り組んでいく。
		男女共同参画教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、個人の尊厳や男女平等に関する教育を推進する。	教育課	各教科、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて実施するよう指導した。	継続	継続して取組を推進する。
		思春期保健対策の支援	性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。また、学校教育において自分の体を守るための女性がん検診の必要性・重要性の啓発に努める。	教育課	小・中学校で、学級活動等の中で、薬物乱用防止教育など行った。	継続	継続して、計画的に学校教育の中で取り組んでいく。
			性に関する正しい知識と健全な理解を深め、薬物使用や喫煙などの有害性についての基礎知識の普及・啓発に努め、思春期の健全な心と体づくりを支援していく。 学校と協力し、思春期赤ちゃんふれあい体験学習により、命の尊さやお互いを思いやる心を育む。	健康課	赤ちゃんとのふれあい体験の実施はまだ難しいが、自己肯定感を高め、命を大切にする心を育てられるよう、講話と体験（赤ちゃん人形を用いての抱っこ体験・妊婦体験ジャケットを装着して妊婦体験）学習と形を変え中学校と連携して実施した。	継続	学校と連携しながら内容・実施方法について検討していく。

② あらゆる暴力の根絶と被害者の保護	(4)	妊婦健康診査	妊婦健診の必要性を啓発し、母体や胎児の健康を確保する。回数・内容については、国・県の動向により検討する。	健康課	妊婦健康診査受診券を14回分発行した。母子手帳交付時に、妊婦健診の大切さを伝え受診を促した。	継続	今後も回数・内容について国・県の動向により検討する。
		健康対策支援	子宮頸がん・乳がんの早期発見のためにより正しい測定結果となるよう検査手法等を管理し、質の高いがん検診を実施する。また、骨密度検査を実施し、女性に多く長期要介護の原因となる骨粗しょう症予防を行い生き生きとした健康生活の増進を図る。	健康課	集団健診で女性がん検診を20回実施した。そのうち女性医師による診察日を土日に4回実施し、受けやすい体制整備を行った。21歳になる人には子宮頸がん検診、41歳になる人には乳がん検診の無料クーポン券を配布した。また、女性がん検診無料クーポン券未使用者にはハガキを送り受診勧奨を行った。	継続	広報紙やホームページなどで啓発し、受診率のさらなる向上を目指す。また、集団健診で実施する女性がん検診の回数は20回を維持する。
		こころの相談	妊娠期のマタニティブルーや更年期うつなど、精神的な不安に対応するための臨床心理士による相談支援を行う。	健康課	こころの相談日を毎月3回程度設定し、適宜関係課、医療機関、保健福祉環境事務所と連携しながら相談後のフォロー対応した。また、町民を対象にこころの健康づくり講座を3月に1回開催した。	継続	継続して相談窓口の周知に努めると共に、関係機関と連携し、対応する。また、こころの相談日を継続して毎月3回開催する。
	(7)	女性に対するあらゆる暴力防止に向けた啓発	DVや性犯罪、ハラスメント、虐待などの暴力を容認しない社会を目指し、庁内及び関係機関と連携し、あらゆる媒体を通じて啓発を推進する。	企画課 (男女共同参画センター)	広報紙やリブラSNSに、DV・デートDV防止や相談案内について掲載した。 11月のDV防止月間にあわせ、男女共同参画コンサートや、パープルリボン・メッセージの募集・展示を行った。	継続	継続し啓発を行う。
		災害対応への女性の視点拡充	大規模災害時に備えて、女性の視点に基づいた防災計画全般に反映を図る。	環境防災課	地域の防災力を担う防災士の資格取得については、出前講座等で女性の積極的な受講を推進した。	継続	地域防災計画の見直しを検討するとともに、引き続き、女性の防災士資格取得を推進する。
		防犯灯整備事業	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区との連携のもと、防犯灯の維持管理を行った。また、地域の要望に基づき防犯上必要性を考慮し、新設を行った。	継続	防犯対策として、防犯灯維持の管理を引き続き行う。
	(4)	女性に関する相談支援	女性相談ホットラインなどの開設により、相談支援体制の充実に努める。	企画課 (男女共同参画センター)	町の相談のほか、「あさくら女性ホットライン」の開設、その他各種相談機関の周知に努めた。	継続	引き続き相談支援の充実に努める。
		DVなどの被害者支援体制の確立	庁内連携会議や県、警察、自治体などの関係機関と必要に応じて連携・支援する。	企画課 (男女共同参画センター)	DV等対策庁内連携会議を開催し、情報交換・共有を行った。女性問題に関する相談を受け、必要に応じて庁内及び関係機関と連携して支援を行った。	継続	DV等相談支援体制の強化に努める。 職員の相談支援スキルの向上及び関係機関との連携を図る。
		住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	DV・ストーカー等被害者から住民基本台帳事務における支援措置の申し出があった場合、住民票の写し等の発行抑止をかけ、加害者やその代理人には住民票の写し等の交付や閲覧ができないようにする。	住民課	支援措置を受けたものについては、関係課と情報の共有を行い、連携を行った。住民票の写し等の交付では、支援措置の申請時に提出していた本人確認書類の提示を求め、窓口のみでの対面交付を実施した。	継続	支援措置の申請時に提出した本人確認書類を提示をさせ、窓口のみの対面交付を行うことにより本人以外に交付しないよう努める。
		男女共同参画苦情処理委員の設置	男女共同参画苦情処理委員制度の周知に取り組む	企画課 (男女共同参画センター)	広報紙や町ホームページに制度等を掲載し、周知に努めた。	継続	機会をとらえ、周知に努める。

③ あらゆる場における意識改革	(7)	女性農業者の所得向上に向けた啓発	農業生産活動における環境整備、加工品開発など新たな取組を推進する。	農林商工課	女性農業者の経営参画を促進するための事業により、女性認定農業者の育成支援や新品目導入支援により、所得向上に向けた取り組みを行った。	継続	関係機関と連携し、引き続き啓発を行う。
		子育て講座などへの男性の参加推進	男性の育児・子育てなどへの関わりを深めるため、男性も参加しやすいプログラムや行事を行う。	こども課	広報紙やホームページ等により子育て講座、イベントの周知に努めた。子育て支援センターには2月までにあいあい広場59人、たんぼば広場43人の男性の利用があった。講座では2月までに親子ふれ愛ヨガ講座に1人、七夕おはなし会に2人、ファミサポ事業説明に1人、クリスマスコンサートに1人、親子ふれあい遊び講座に1人、計6人男性の参加があった。	継続	時間設定・内容など男性も参加しやすい講習会やイベントを検討し企画する。
	(4)	地域の中での男女共同参画の推進	年齢や性別にかかわらず個性と能力を発揮して様々な活動に参画していけるように、地域における社会的慣習や慣行を男女共同参画の視点から見直す。	企画課 (男女共同参画センター)	家族や若年層を対象とした講座を開催し、家庭や地域におけるジェンダー平等に向けた啓発を行った。	継続	地域や家庭におけるアンコンシャスバイアスの解消に向け取組をすすめる。
		女性人材リスト登録事業	女性人材リスト登録事業を啓発し、登録をすすめる。	企画課 (男女共同参画センター)	広報紙やホームページで周知を図った。 男女共同参画サポーター養成講座など、育成に向けた講座を開催し、人材登録リスト登録の呼びかけを行った。	継続	各セミナーにおいて登録をすすめ、更に人材発掘に努める。 研修や交流会を開催し、人材育成に努める。
		各種団体への啓発	各種団体へ男女共同参画の理解を広める啓発を行い、女性役員の参画を要請する。	企画課 (男女共同参画センター)	自治会など地域役員への女性参画について区長会へ調査を行った。 各種審議会や委員会への女性登用を依頼した。	継続	継続して女性役員の参画について理解をすすめる。
		就労支援事業	関係機関との連携により、就労支援講座や相談事業を実施する。	企画課 (男女共同参画センター)	就業支援セミナーを3講座15回開催した。起業支援セミナー中級編を増やすなど、技術・資格取得に向けての支援充実を図った。	継続	講座の充実を図る。 また、県や商工会と連携を図り、就労支援相談、サポートの体制整備強化に努める。
		女性農業者の地位向上に向けた啓発	「家族経営協定締結」・「共同申請」の普及、啓発を行う。	農林商工課	農業者の認定や更新の都度、女性の農業参画のため案内を行った。	継続	継続して普及、啓発に努める。
		審議会などへの女性の参画	女性参画の目標値を定め、達成へ向け全庁で取り組む。また「公募」により女性が手を挙げやすい環境をつくる。	該当課 企画課 (男女共同参画センター)	女性参画の目標を「40%以上」と定め、全庁的に取り組んだ。 令和5年4月1日現在41.4%	継続	42%台を目標に全庁で取り組む。

4 子ども

【推進方針】
子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる環境や家庭の教育力の向上など子どもが健やかに育まれる環境づくりを推進していきます。
また、未来を担う子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、子どもの権利の尊重と擁護に向けた取組を積極的に推進していけるよう、「子どもの権利条約」及び「筑前町子どもの権利条例」に基づいた取組を推進します。

課題目標	①子どもの人権が尊重されるまちづくり （ア）人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 （イ）子どもの権利を守るネットワークの構築 （ウ）子どもの権利擁護 ②子育て支援に関する環境づくり （ア）子育てを応援する仕組みづくり （イ）相談体制の充実 ③子どもの安全の確保 （ア）子どもの健全育成の推進 （イ）児童虐待防止対策の充実
------	---

《課題目標を達成するため実施する事業など》

分類	事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度取組
①子どもの人権が尊重されるまちづくり	(7)	権利擁護	子ども課	子どものついで、子どもの権利条例や子ども相談室のリーフレットを配布した。また、子どものついで実行委員に対し、子どもの権利を子ども自身に知ってもらうため、ミニ講座を実施した。解放文化祭では、子どもの権利条例のコーナーを設け広く住民に周知を行った。 町内の小5・中2を対象に、子どもの権利や子ども未来センターに関するアンケート調査を実施し実態把握を行った。併せてヤングケアラーのリーフレットも配布した。	継続	引き続き、子どもの権利並びにこども未来センターについて、人権イベント等を通じ周知啓発を行う。また、アンケート調査について内容の検討を行い実施する。
		思春期保健対策の支援（再掲）	教育課	小・中学校で、学級活動等の中で、薬物乱用防止教育など行った。	継続	継続して、計画的に学校教育の中で取り組んでいく。
	(4)		健康課	赤ちゃんとのふれあい体験の実施はまだ難しいが、自己肯定感を高め、命を大切にすることを育てられるよう、講話と体験（赤ちゃん人形を用いた抱っこ体験・妊婦体験ジャケットを装着して妊婦体験）学習と形を変え中学校と連携して実施した。	継続	学校と連携しながら内容・実施方法について検討していく。
		スクールソーシャルワーカーの配置	教育課	各学校の要請に基づき、計画的に支援を行った。 こども未来センターと情報共有や連携した支援を実施した。 令和4年度からアウトリーチスクールソーシャルワーカーを配置し、支援が行き届いていない家庭への支援を実施した。 ※アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。	継続	関係諸機関との連携をし、児童・生徒・保護者等への支援を行うとともに、アウトリーチ支援の強化を図る。
		スクールカウンセラーの配置	教育課	各学校への相談件数が年々増加傾向であり、県費事業（スクールカウンセラー・スーパーバイザー派遣）を活用しながら、児童生徒の相談に応じた。	継続	町費スクールカウンセラーと県費スクールカウンセラー配置等を引き続き活用する。
		心の相談員の配置	教育課	各中学校に相談員を配置し、養護教諭などと連携し、生徒の相談支援を行った。	継続	相談員を配置し、生徒の居場所づくりをすすめる。
		適応指導教室	教育課	指導主事を教育課に配置し、学校と連携した指導助言を行った。	継続	計画的なプログラムの構築を図り、スムーズな学校復帰を支援する。

(ウ)	こども未来センターでの自主的活動支援	こども未来センターに子どもの居場所「ミラクルーム」を設置し、自主的活動を支援する。また、いじめや不登校などの問題で学校などでの集団生活に馴染めない子どもの安心できる居場所としても「ミラクルーム」を活用する。	こども課	こども未来センターの相談場所やこどもの居場所として活用を行った。また、教育課の教育支援センターに通う子どもたちの居場所としても活用できるよう貸し出した。	継続	関係課と連携し、「ミラクルーム」の活用を進めていく。
	こども相談室	0歳から18歳までの子どもが、心身共に健やかに生活し成長するために児童相談体制の充実を図る。	こども課	こども相談室について、防災無線やパンフレット配布、ホームページなどで相談室の周知を行い、子どもやその家庭に関する相談対応を行った。児童相談所・医療機関・子どもの所属機関等とも連携し子育て世帯への支援を行った。	継続	子どもや家族支援について関係機関が連携しやすい体制作りに努める。
	子ども医療対策費	子どもの医療費の一部を補助することにより、福祉の向上を図る。	健康課	中学生までの子どもの医療費の一部を支給することにより対象者の福祉の向上を図るため、医療費の一部負担金を補助した。また令和5年10月診療分より、高校生世代の入院医療費の一部負担金補助を開始した。	継続	県基準と同等の補助を実施する。 (3歳から就学前までの医療費補助の一部、高校生世代の入院医療費補助は、町独自で実施)
	ひとり親家庭等医療対策費	ひとり親家庭の親及び児童、父母のいない児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を補助する。	健康課	ひとり親家庭の親及び児童、父母のいない児童などひとり親医療対象者の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を補助した。	継続	県基準と同等の補助を実施する。
	保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに対応できるよう、各種保育サービスの拡充や資質向上に努める。 ・通常保育事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・障がい児保育事業 ・広域入所	こども課	令和5年4月に小規模保育所のくりんこ保育園、令和6年1月にみらいおひさま保育園、そらめ保育園が開園し、0、1、2歳児の待機児童が減少した。また、各園(所)の受け入れ努力により、定員の弾力運用を行い最大限の受け入れを行って頂いたが、申込者数増加により待機児童が発生した。	継続	待機児童解消策として、令和6年度中に整備を行い、令和7年4月に認可保育園を1園開園予定である。引き続き、待機児童解消に向けた対策を行っていく。
	学童保育事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休暇時に適切な遊び及び生活の場を設けて、その健全な育成を図る。	こども課	町内4か所(三輪小・東小田小・中牟田小・三並小)に学童を設置し、うち三輪小と中牟田小の二か所には第2学童を設置して対応しているが、東小田小では22人の待機児童が発生した。申請者数が年々増加し、令和5年4月入所児童数は294人である。(定員250人)	継続	令和6年4月から東小田小に第2学童を開設。また、待機児童対策として、臨時の学童の設置も検討している。今後、中牟田小の待機児童対策として施設整備も計画していく。
	子育て短期支援事業	緊急一時的な事情や子育ての不安などにより生じる、家庭での養育が困難な事例に対して、児童及び母子等を保護し、生活の安全を確保する。	こども課	年度当初に、受け入れ施設との連絡体制について確認を行った。子育て世代包括支援センター等、関係課と連携し、情報提供等を行った。 令和5年度は2月時点で利用実績1世帯2人。定期的な利用が見込まれた世帯が、課税状況により自己負担額増となり利用控えがあった。	継続	継続して、緊急一時的な利用のみでなく子育て支援としての周知を行っていく。
	病後児サポート事業	病後の体力回復期にある児童の保護者が、就労等の理由により家庭での保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する。	こども課	令和4年4月より小郡市、令和5年4月より筑紫野市等福岡地域、久留米市等南筑後地域と協定を締結し、施設利用を案内した。	継続	協定を締結している地域における病後児保育の提供について、広く利用案内を行う
	小児医療の充実	広域での救急体制整備について関係機関に協力要請を行い、安心して受診できる小児医療の充実を図る。	健康課	朝倉医師会病院に委託し休日夜間急患センターの小児科診療を実施した。(R5から診療時間変更有り23:30まで→23:00までに変更)	継続	休日夜間急患センターの小児科診療について、広報紙等で周知に努める。
	子育て支援ネットワークづくり	子育ての情報が十分に行き届き、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供することができるよう、地域における子育て支援サービスなどのネットワークの形成を促進する。	こども課	子育て不安への対応として、関係課等と個別に協議を行い、きめ細かな支援を行うことに努めた。	継続	関係機関が連携しやすい体制について、関係各課・各機関との協議を行う。

(7)	児童手当制度	養育者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	健康課	国の制度に基づき、個人通知・広報紙により啓発を行い、申請の漏れがないよう実施した。	継続	関係機関との連携を図り、今後も啓発を実施して申請漏れのないように努める。
	幼稚園施設等利用給付費補助事業	家庭の状況に応じて認定を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ると共に、幼稚園教育の振興のため、保護者に対し入園料及び保育料を減免する。	教育課	保護者に対し入園料及び保育料の補助を行った。円滑な事業ができるよう各幼稚園へ制度の周知を行った。	継続	各幼稚園への制度周知及び新制度に準じた補助制度を実施する。
	要・準要保護児童生徒就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品費・通学用品費・新入学学用品費・修学旅行費・校外活動費・学校給食費を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	教育課	広報紙等により制度の周知を行い、申請のあった世帯のうち経済的理由による世帯に援助を行った。また、入学準備金は入学前に支給を行った。	継続	広報紙等で周知を図り、引き続き援助を実施していく。
	赤ちゃんの駅事業	子育て中の親子が気軽に外出できるよう、公共施設・民間施設などの協力を得て、おむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の提供を行う。	こども課	登録施設へ電話または訪問し、旗・ポスターの交換、利用の確認等を行った。登録施設は48か所。	継続	登録施設の協力を得て、既存の赤ちゃんの駅がより利用しやすくなるように継続して整備していく。
	職業生活と家庭生活との両立の推進	男女共同参画の理念を基に、男女共同参画社会の実現そして家庭と仕事の両立推進のための啓発活動を行う。 ・労働相談事業の情報提供 ・就業相談事業の情報提供 ・出産・育児などによる退職者再就職支援事業の情報提供	企画課 (男女共同参画センター)	男性の家事応援などの講座を通じて、男女が協働して家事育児を担うような意識改革をすすめた。	継続	引き続き啓発を行う。
			農林商工課	労働や就業に関するパンフレットの配置や、各種相談会情報を広報紙、ホームページに掲載し周知を行った。	継続	労働者支援事務所などと連携し情報提供を行う。
	私立幼稚園補助	子どもの幼児期における幼児教育の充実を図るため、町内私立幼稚園の施設整備・運営に必要な経費、及び園児の幼児教育に必要な経費の補助を行う。	教育課	町内私立幼稚園の幼児教育の充実を図るため必要な経費補助を、園児数の規模に応じて補助金交付を行った。	継続	継続して補助を実施する。
	子どもや母親の健康の確保	保健、医療、福祉及び教育などの関係分野の連携をとり、「コスモスプラザ保健館」や「めくばー健康福祉館」を拠点とした地域における母子保健の充実に努める。 ・予防接種 ・乳幼児健康診査 ・育児・栄養相談 ・療育相談	健康課	コスモスプラザ保健館・めくばー健康福祉館において、乳幼児健診、育児・栄養相談、療育相談を実施し、子どもの発達・疾病の早期発見、保護者の子育て不安の軽減に努めた。	継続	母子保健活動の充実に努める。
	産後ケア事業	産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児相談等を行う、「日帰り型」または「宿泊型」の産後ケアを実施。	健康課	平成30年9月より、妊娠・出産・子育て相談センター開設と同時に事業開始。令和3年4月より対象者を産後1年未満の母子に拡大した。また、令和6年度1月より訪問型の産後ケアを開始。母子手帳交付時や赤ちゃん訪問等で産後ケア事業の周知を行った。	継続	サポートを必要とする人が利用できるように、産後ケア事業の周知徹底を図る。

(イ)		こころの相談	育児不安や産後の精神的な不調、不登校やいじめなどによるこころの不安定状態など、保護者の精神的な不安に対応するための臨床心理士による相談支援を行う。	健康課	こころの相談日を毎月3回程度設定し、適宜関係課、医療機関、保健福祉環境事務所と連携しながら相談後のフォロー対応した。また、町民を対象にこころの健康づくり講座を3月に1回開催した。	継続	継続して相談窓口の周知に努めると共に、関係機関と連携し、対応する。また、こころの相談日を継続して毎月3回開催する。
		地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の孤立感、負担感などを軽減し、子育てに関する情報提供や子育てサークル支援、保護者同士の交流・相談ができる環境の充実を推進し、社会全体で子育てを支援する。	こども課	地域子育て支援拠点事業として、広場の開放やイベント、子育て講座などを行うと共に、保護者からの育児相談対応等を行った。また、子育て支援プログラムや情報紙、ホームページ、広報を活用し各種情報提供を行った。	継続	子育て中の保護者への相談対応、広場の運営、イベントや講座の企画、子育てに関する情報提供をする。必要に応じて関係機関、民間の対応できる場所を紹介する等の支援を行う。
		乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対し、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの計測・母乳相談・育児相談・子育て情報の提供を行う。	健康課	生後2～3か月頃を目途に助産師や保健師が、全家庭（拒否や諸事情により訪問できないケースを除く）を訪問し、母子の健康状態や育児の状況を把握し、状況に応じてすこやか相談や子育て支援センターを紹介し、育児支援を行った。	継続	子育ての不安や負担を軽減できるよう支援を行っていく。
		妊娠・出産・子育て相談センター事業	子育て世代の総合窓口としてセンターを健康課内に設置、保健師・助産師・管理栄養士などが子育てに関する相談に応じ、情報提供を行う。また、相談の内容によって関係課と連携して切れ目のない支援を行う。	健康課	子育て世代の総合窓口として「妊娠・出産・子育て相談センター」を健康課内に設置し、保健師・助産師・管理栄養士などが子育てに関する相談に応じ、情報提供を行った。また、社会福祉士を配置して、関係機関との連携の強化を図った。	継続	センターは、こども未来センターと一体化してこども家庭センターとなり、児童福祉と母子保健の連携強化を図る（名称はこども未来センター）。安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう支援を行っていく。
		発達相談	発達に課題を抱える就学前の子どもを持つ保護者や育児不安がある保護者の悩み・困りに対する相談や子どもとの関わり方の助言を臨床心理士等専門職が行う。	健康課	保健師、臨床心理士や作業療法士による個別相談・保育所への巡回相談を実施した。	継続	個別相談、幼稚園・保育所への巡回相談を実施する。
		子どもの交通安全を確保するための活動の推進	子どもを交通事故から守るため、警察、学校、交通安全協会との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進する。 ・交通安全教室などの実施 ・交通指導員の育成と街頭指導の実施 ・朝倉地区交通安全協会によるチャイルドシートの貸し出し事業の情報提供	環境防災課	交通指導員と月1回の定例街頭指導を行った。また、警察・交通安全協会等と連携して3回の啓発行動に取り組んだ。	継続	関係機関、団体との連携を強化して、交通事故防止に努める。
				教育課	6月、2月の年2回、学校安全対策委員会を開催し、関係団体と連携した取り組みにより、安全活動の推進に努めた。	継続	継続して、学校安全対策委員会を開催し、関係機関等と連携して取り組んでいく。
		各小・中学校の通学路の把握・点検	各小・中学校の通学路の危険箇所などの改善と安全の確保を行う。	教育課	6月から8月にかけて、通学路危険箇所の把握改善について、関係機関と現地調査、協議を実施した。	継続	毎年度継続して点検し、危険箇所を把握し、関係機関と連携し改善を行う。

子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	警察や関係団体、地域などと連携した防犯活動や、防犯灯の設置を進めるなどの防犯対策に努める。 ・朝倉警察署管内での学校警察連絡協議会運営の推進 ・地域防犯活動補助事業 ・少年補導員・中学校・警察署との情報・意見交換会の実施 ・集団登下校の推進とスクールガードリーダー・P T A・ボランティアによる登下校時パトロール ・「子ども110番の家」設置促進 ・夜間巡回パトロール ・サポートタクシー制度の周知	環境防災課	関係機関、団体と巡回パトロール等の防犯対策に取り組んだ。自主防犯組織に対する補助により組織の育成、強化を図った。	継続	自主防犯組織の設立を促進し、地域防災力の強化を図る。
		教育課	防犯対策における集団下校やスクールガードリーダーや地域ボランティアによる安全パトロールなどを実施し、不審者情報があった場合は、その場所を重点的に見守りを行った。	継続	防犯ブザーの携帯及び安全パトロールなどの実施を図ると共に、学警連や関係機関との情報交換を行う。
		生涯学習課	春・夏・冬休み等に青少年育成町民会議の環境安全部会で巡回パトロールを実施した。 子どもを見守るサポートタクシー制度のP Rを行った。	継続	夜間巡回パトロールやサポートタクシーでの保護などの報告は無いが、継続して活動することで抑止力となっている。今後も各種団体と情報交換を行うなど協力しながら活動を進めていく。
地域の高齢者との世代間交流の推進	保育所や幼稚園、自治公民館等での活動を通じて、高齢者と子どもの交流を推進する。	美和みどり保育所	老人福祉施設訪問やもちつき会での交流はできなかったが、玉ねぎやさつま芋の収穫をシニアクラブと一緒にに行い、交流を図った。	継続	老人福祉施設訪問や収穫体験などを通し、地域の方々とシニアクラブとの世代間交流を図る。
		生涯学習課	4月に自治公民館長及び青少年育成指導員へ、自治公民館を活用した「自治公民館子ども広場づくり事業」について周知を行った。	継続	補助事業を活用してもらうための制度周知を今後も継続していく。
「食育」の推進	妊産婦や親子などを対象とした栄養指導のための教室を開催し、子どもが健やかに育つ食育の環境づくりに努める。 ・乳幼児健診での相談・助言 ・妊産婦を対象とした栄養指導 ・保育所における試食体験 ・幼稚園、保育所、学校給食での「食育」の推進及び家庭啓発 ・子育て支援事業における講演	教育課	子どもが作る「弁当の日」の取り組みを通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力の育成を図った。（実践校：中牟田小、三輪小、三輪中、夜須中）	継続	第3次食育推進基本計画に則り、地産地消と共に食育を推進していく。
		健康課	乳幼児健診・すこやか相談で栄養指導を行った。 離乳食教室で、離乳食のすすめ方や作り方の実習・指導を行った。	継続	相談しやすい環境をつくり、役立つ情報提供に努める。
		こども課	年間2回の野菜の苗植え講座で野菜の植え方や食育について伝えた。年1回3月に重ね煮講座を実施した。	継続	年2回野菜の苗植え講座。年間1回重ね煮講座を実施する。
		美和みどり保育所	保育参画の際、保護者に給食やおやつを試食を提供したり、献立表にレシピを掲載するなど、啓発を行った。行事の際は、玄関に実物を展示することで、食への興味関心につなげていった。	継続	家庭における食育の推進を図ることを目的に掲げ、情報提供や相談、指導などに努める。
スポーツ少年団事業	それぞれの活動を通して青少年の体と心を育てる。	生涯学習課	筑前町スポーツ少年団は17団体あり、それぞれが活動を通して青少年の健全育成に努めた。	継続	団の活動を推進することで、各団で子どもたちの健全育成に努める。
地域活動指導員設置事業	子どもの生活体験、自然体験活動に関する企画立案指導を行う。	生涯学習課	県の補助を受け地域活動指導員を配置している。様々な青少年事業の企画・立案・活動指導等を行った。	継続	地域活動指導員を配置し、青少年事業の企画・立案・実施及び指導を行う。

③ 子どもの安全確保	(7)	青少年育成町民会議	青少年健全育成に向けた様々な取り組みを行っている組織で、その活動を助成・支援する。	生涯学習課	青少年育成町民会議の各専門部会では青少年健全育成を目的に夜間巡回パトロールや広報紙発行、あいさつ運動、親子のつどいや野外体験活動など様々な活動を積極的に行っており、その支援を行った。7月の委員会会議の講演では、不登校に関することや個性を大切にすることについての研修を行った。	継続	全体事業である子どものつどいをはじめ、各専門部会の取り組みに継続した支援を行う。
		自治公民館などの開放促進	地域の子どもたちが徒歩や自転車で行ける距離にある自治公民館などで、子どもの居場所づくりを促進する。	生涯学習課	「自治公民館子ども広場づくり事業」等の推進を支援するため自治公民館長会で助成制度の説明を行った。	継続	子どもの居場所づくりを推進するため、自治公民館長会等で継続して説明し周知する。
		道路新設改良事業 道路維持補修事業	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。 国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っていく。	建設課	各種基準に基づく道路等の整備や舗装破損の補修などの維持管理に努め、道路利用者が安心して快適に道路を利用できるように改善した。	継続	総合計画に基づく道路等の整備、巡視・点検計画に基づく定期的な道路等の点検・維持管理を行う。 国・県道の整備については、継続して要望など行っていく。
		交通安全施設整備事業	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	町内全域で63箇所の交通安全施設を整備し、交通の安全と円滑化並びに事故防止の対策を行った。	継続	交通事故防止等に資する交通安全施設の整備を、継続して行う。
		都市公園維持管理業務	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園内施設の修繕並びに遊具等の改築更新、また、樹木の剪定及び園地清掃等により安全で快適な空間づくりに努めた。	継続	安心安全なゆとりの空間を提供すべく、継続して適正な維持管理に努める。
		防犯灯整備事業 (再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区との連携のもと、防犯灯の維持管理を行った。また、地域の要望に基づき防犯上必要性を考慮し、新設を行った。	継続	防犯対策として、防犯灯維持の管理を引き続き行う。
	(4)	養育支援訪問事業	子どもの養育に支援を必要と判断した家庭に対し、育児・家事の援助又は専門職による育児に対する相談指導や、技術的援助を行う。	健康課	こども未来センター・子育て支援センターとの情報共有・連携強化を図るため1回子育て世代包括支援センター連携会議を開いた。支援を必要とする家庭への指導・援助体制をつくり、訪問・電話などでケースに応じて対応した。	継続	こども家庭センター（名称はこども未来センター）を設置し、児童福祉と母子保健が一体化することで連携を強化する。
		児童虐待防止対策	関係機関との連携強化に努めると共に、児童虐待防止対策の情報共有及び研修実施等により知識・対応力の向上を図る。	こども課	11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間に合わせ、児童虐待児童虐待防止啓発のパンフレットを作成し全戸配布するとともに、広報に掲載し啓発を行った。また、虐待予防推進のためのポスターやリーフレットを保育所・幼稚園・小中学校・町内関係機関に配布し掲示を依頼した。要保護児童対策地域協議会研修会では公認心理師を講師に招き、小さな変化に気づくことの大切さについて研修会を開催した。	継続	要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を図り、児童虐待防止に努める。 要保護児童対策地域協議会向けに児童虐待防止の研修を開催し、虐待対応力の向上を図る。

5 高齢者

【推進方針】

高齢者が安心して活動的な暮らしができるよう、社会環境の整備・充実を図る施策を展開するとともに、お互いを認め合い支え合う社会の実現を目指すための啓発を行い、地域や事業者、行政が一体となり、高齢者の積極的な社会参加を支援します。

また、介護や支援が必要になっても、住みなれた地域で安心して生活できるよう、生活支援体制の整備、介護保険や医療、年金制度の周知を図ります。

課 目 標	①安心して暮らせる環境整備 （ア）地域包括ケアシステムの体制づくり （イ）高齢者相談支援の充実 （ウ）保険、医療、年金制度の周知 （エ）心身の健康支援 （オ）権利擁護と虐待防止対策の充実 （カ）道路、公園、公共施設等のバリアフリー化 ②社会参加の推進 （ア）学習機会、就労機会、生きがいづくり支援の充実					
	《課題目標を達成するため実施する事業など》					
分類	事務事業名	事 業 概 要	所 管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度の取組
①安心して暮らせる環境整備	(7)	認知症サポーター養成事業	福祉課	認知症サポーター養成講座をいきいきサロン、アクティブシニアセミナー、三輪中学校等を対象に実施した。	継続	認知症に対する理解・啓発活動の一環として、継続して実施する。
		高齢者等見守り・生活支援システム事業	福祉課	福岡安全センターに委託して実施。委託業者との詳細確認を随時実施した。在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、協力員と協力し、見守りや生活支援を実施した。関係機関とは毎月、情報交換のため会議をした。	継続	委託業者との連携を密に取りながら情報収集を図り、日常生活における不安の解消や支援、見守りに努める。
		ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク整備事業	福祉課	各行政区単位での見守り体制が構築された。地域の会議には積極的に参加した。	廃止	避難行動要支援者名簿整備事業として事業を実施する。
		避難行動要支援者名簿整備事業	福祉課	民生委員・児童委員などの協力により要支援者の把握に努めた。関係機関と情報を共有することができた。	継続	民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者の確実な把握、制度の周知、情報の適時更新に努める。見守りネットワーク会議を活用し関係機関と情報共有・業務連携を図る。
		在宅介護支援センター事業	福祉課	在宅介護支援センター業務を、「朝倉苑」「朝老園」に委託し、高齢者やその家族などへの相談支援、また、定期的な訪問などによる継続支援を行った。複雑な家族状況による相談にも対応できた。	継続	在宅介護支援センターは、町福祉行政の要であり、高齢者やその家族の支援に努める。
		社会福祉協議会との連携による体制強化	福祉課	地域福祉の推進に欠かせない団体であるが、自主財源がない社会福祉協議会の運営に対して助成を行うことで社会福祉活動の推進を図った。	継続	継続して助成を行うことで、社会福祉協議会の運営を継続し、地域福祉の推進を図る。
	(4)	在宅介護支援センター事業（再掲）	福祉課	在宅介護支援センター業務を、「朝倉苑」「朝老園」に委託し、高齢者やその家族などへの相談支援、また、定期的な訪問などによる継続支援を行った。複雑な家族状況による相談にも対応できた。	継続	在宅介護支援センターは、町福祉行政の要であり、高齢者やその家族の支援に努める。

① 安心して暮らせるまちづくり	(ウ)	介護保険料納付意識向上等啓発事業	65歳に到達した介護保険第1号被保険者に対し、窓口での保険証交付時に、介護保険制度の説明をすることにより、制度への理解を促す。	福祉課	保険証交付時の窓口での対応をはじめとし、随時、電話・窓口での問い合わせに対し、介護保険制度や保険料に関する説明を行い理解を促した。未納者への取り組みとして自宅への訪問や、納付勧奨通知の発送等により保険料納付への理解促進に努めた。介護保険利用時の負担割合があがることがないよう周知した。	継続	第1号被保険者に対し、保険証交付等の際に説明を行い、制度への理解を促す。介護保険利用時の負担割合があがることがないよう周知する。
		後期高齢者医療制度の周知及び啓発	法改正が相次ぐ中、保険料や法改正通知、新規対象者への個別通知をできるだけ分かりやすく行う。広報・地区公民館での説明を行い、窓口での相談も随時行い周知と理解を深める。	健康課	被保険者証更新時及び新規該当者全員にチラシやパンフレットを送付した。福岡県後期広域連合と連携しながら広報紙での周知を実施した。	継続	福岡県後期広域連合と連携しながら周知、啓発に努める。
		国民年金制度の周知及び啓発	高齢者に分かりやすい表現で広報紙などに掲載し、相談窓口を随時開催し、周知を図る。	健康課	広報紙への掲載は分かりやすい内容とした。また、窓口での相談を随時行い、周知を図った。	継続	日本年金機構と連携をしながら周知、啓発に努める。
	(エ)	常設サロン事業	高齢者が気軽に集える寄り合いの場を設け、参加者の相互交流を図ると共に、レクリエーション等を行い、認知症予防や閉じこもりを予防する。	福祉課	コスモスプラザ福祉館で、朝老園に業務を委託、実施をした。利用者同士の交流の場をもうけ、介護予防に努めた。利用促進のため関係かとの協議も実施し交通機関に関する対応も実施した。	継続	継続して事業を実施し、高齢者の介護予防を図る。利用促進のため関係機関と連携する。
		健康づくり運動指導事業	筑前町民が健康づくりへの関心を高め、健康づくり運動を実践し、明るく活動的な街を構築する中心的な役割を担う。また、世代を超えた明るいふれあいと交流の場を提供することによって、生きがいのある生活の獲得に寄与する。	健康課	加齢に伴う筋力の低下や心身の活力の低下によって引き起こされる状態（健康と要介護の間の虚弱な状態）である「フレイル」を予防する体操講座を17回実施した。	継続	出前講座の要望があれば、引き続き実施する。
		介護用品給付事業	介護用品給付券を交付し、介護用品を給付することにより、要介護者家族等の負担軽減を図る。	福祉課	在宅での介護を継続するためには、人的にも経済的にも負担が大きい。そのため在宅の要介護者などに対し、介護用品給付券を交付し、要介護者家族等の負担軽減を図った。	継続	在宅要介護者等の負担を軽減するため、財源確保も含め事業を継続できるよう努力する。
		「食」の自立支援事業	調理が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供・宅配すると共に利用者の安否確認を行う。	福祉課	配食業者や、在宅介護支援センターなどと連携し、サービス利用の手続きや安否確認などを行った。関係機関と毎月会議を開催し情報共有を実施した。	継続	食事の提供をする機会を利用し、利用者の安否確認を行う。
		感染症予防事業	結核検診の実施とインフルエンザ予防接種を実施し、検査料や接種料を町が補助することで予防率を高め感染予防に努める。	健康課	結核検診を含め、肺がん検診として30回実施（無医地区検診含む）。インフルエンザ予防接種の助成については、10月から翌年1月まで実施した。接種勧奨のため、非課税世帯には減免申請書を送付し、多くの接種につながった。また、新型コロナワクチン接種対策室で、ワクチン接種を実施した。	継続	新型コロナワクチンも定期接種B類となり、令和6年度より接種方法も変わるため、受診・接種しやすい体制をつくり、情報提供に努める。
		生活習慣病の早期発見事業	特定健診・後期高齢者健診・各がん検診により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、合併症への進行を予防することで、介護予防や健康寿命の延伸を図る。	健康課	町の集団健診を33回実施した。特定健診、後期高齢者健診と各種がん検診を同時実施したり、web予約を導入したりすることで受診者の利便性に配慮した。また、完全予約制により待ち時間の短縮に取り組んだ。集団健診会場で記念品を配布するなど、受診率向上に努めた。未受診者には、過去の受診記録などをもとに、A I（人工知能）を使って個人の特性に合った受診勧奨を行った。	継続	早期発見・早期治療により、健康寿命を延伸するためにも健診の必要性を周知啓発する。
		生活習慣病の改善指導事業	健診結果で生活改善の必要のある人への保健指導を徹底し、悪化を防止し健康的な生活となる保健指導・相談を行う。	健康課	面談や訪問、電話等で保健指導を実施し、未治療者や治療中断者を治療につなげるなど、良好な疾病コントロールの支援を行った。また、治療中だが数値悪化の傾向がある人には治療状況や生活習慣等の確認を行い、疾病コントロールを支援した。	継続	健診後のフォローを強化し、次年度の健診結果で効果が表れるよう努める。

環境整備	(ウ)	権利擁護	住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう、高齢者虐待や成年後見制度等の普及啓発を含め、必要な支援を行う。また、出前講座等を活用して、啓発を図る。	福祉課	高齢者虐待防止対応や成年後見制度に関する相談に対応した。また、金融機関に啓発パンフレットを配布し、啓発に努めた。	継続	高齢者虐待防止や成年後見制度利用促進に関して、啓発、支援等を実施する。
		包括的支援事業の推進	介護保険認定結果が要支援１・２の人及び事業対象者に対する介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護や虐待防止、地域のケアマネジャーからの相談や助言・支援を行う。	福祉課	高齢者の総合相談窓口として、高齢者虐待防止や成年後見制度利用、地域からの高齢者に関する相談や、居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの支援などに努めた。	継続	今後も高齢者の総合相談窓口として、多様化する相談内容への対応に努める。
		老人保護措置	65歳以上で、その置かれている「環境上の理由」又は「経済的理由」により居宅における養護が困難な高齢者を措置する。	福祉課	既措置者に対し、書類提出による実態把握に加え訪問での聞き取り調査の情報をもとに入所継続判定会議を開催し、継続入所を決定した。	継続	老人福祉法の規定に則った措置入所について適正な判断を実施する。
	(カ)	すみよか事業「住宅改修事業」	在宅の要援護高齢者若しくは障がい者と又はこれらと同居する者に対して、高齢者などに配慮した住宅に改修するための資金を助成することにより在宅福祉の推進に資する。	福祉課	日常生活の自立支援を目的に、在宅の要援護高齢者などに対し住宅改修の支援対象者が申請可能となるよう県への補助申請の事務を実施した。	継続	申請があれば対応できるよう継続して実施する。
		健康事業の環境整備	安全に配慮した健診会場づくりや、働く家族と共に受けやすい、土日の健診を実施するなど環境づくりを推進する。	健康課	土日の健診や団体健診、地区割健診の実施、web予約など、受診しやすい環境づくりを推進した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮に取り組んだ。	継続	よりスムーズに予約ができるように予約方法の周知に努める。
		道路新設改良事業 道路維持補修事業 (再掲)	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。 国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っていく。	建設課	各種基準に基づく道路等の整備や舗装破損の補修などの維持管理に努め、道路利用者が安心して快適に道路を利用できるように改善した。	継続	総合計画に基づく道路等の整備、巡視・点検計画に基づく定期的な道路等の点検・維持管理を行う。 国・県道の整備については、継続して要望など行っていく。
		交通安全施設整備事業 (再掲)	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	町内全域で63箇所の交通安全施設を整備し、交通の安全と円滑化並びに事故防止の対策を行った。	継続	交通事故防止等に資する交通安全施設の整備を、継続して行う。
		都市公園維持管理業務 (再掲)	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園内施設の修繕並びに遊具等の改築更新、また、樹木の剪定及び園地清掃等により安全で快適な空間づくりに努めた。	継続	安心安全なゆとりの空間を提供すべく、継続して適正な維持管理に努める。
		防犯灯整備事業 (再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区との連携のもと、防犯灯の維持管理を行った。また、地域の要望に基づき防犯上必要性を考慮し、新設を行った。	継続	防犯対策として、防犯灯維持の管理を引き続き行う。

② 社会参加の推進	(7)	地域巡回バス運行事業	コスモスプラザ、めくばーにおける催し物への参加のほかに、本庁及び総合支所への利用者の利便性を図るため地域巡回バスを運行する。また、公共交通活性化対策として地域巡回バスの事業内容充実を検討していく。	企画課	住民の生活交通を確保することを目的として、地域巡回バスを運行し、高齢者などの社会参加を支援した。地域巡回バス利用者数8,442人（令和6年2月末現在）また、オンデマンドバス導入に向け、高齢者を中心とした体験乗車や実証運行を実施した。登録者数697人、予約件数4,979件（令和6年2月末現在）	継続	新たな交通手段となるオンデマンドバスの利用や登録について、高齢者の支援を行う。
		シニアクラブ助成	リーダー研修、愛の一声運動、子どもとの世代間交流などの活動を支援する。	福祉課	筑前町シニアクラブ、各単位クラブの活動に対し、助成・自主事業の実施補助を実施した。また、事務軽減のため社会福祉協議会に配置した事務員と協力し活動支援を実施した。	継続	継続してシニアクラブへの助成を行い、事務改善や活動を支援する。
		新生学級 しあわせ学級	高齢者の学習意欲を支援し、生きがいと仲間づくりを推進する。	生涯学習課	「健康」「人権」等をテーマとして豊かな心と健康な体を養い、生きがいがある生活に役立つ講座を計画・実施した。	継続	心身共に健康で生きがいのある生活の実現、また交流の場の提供のため継続的に実施する。
		都市農村交流の推進	市民農園で利用者間の交流が行われる中で、農業への知識が深い者（主に高齢者層）が自主的に指導者となり、若者へ農業の楽しさを広めていくことで、生きがいや農業振興へ繋がることを推進する。	農林商工課	農園利用者に対する営農指導や機械の使い方の指導、農園内の維持管理をシルバー人材センターに委託した。	継続	農園内の整備を行いつつ、町内外者問わず都市農村交流の場として今後も活用していく。
		敬老館運営事業 めくばり館運営事業	高齢者の健康増進や教養の向上、相互交流などを目的とし、老人福祉センター「敬老館」「めくばり館」を管理運営する。	福祉課	敬老館、めくばり館共に施設の維持管理、円滑な運営に努めた。入館に係る費用等の徴収をなくすことで活用促進を図った。施設の故障箇所は対応した。	継続	老朽化の進む施設の安全な維持管理に努めることで居場所づくりを図る。
		シルバー人材センター運営事業	高齢者の生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域に密着して臨時的、短期的な簡易な仕事を提供し、高齢者の能力を生かし、地域社会づくりを推進する。	福祉課	シルバー人材センターに助成をすることで、元気な高齢者の雇用を生み出し、生きがいづくりや社会活動の拠点づくりを実施した。	継続	継続して助成をし、継続した活動を促進する。
		いきいきサロン事業	気軽に来所できる地域公民館等において、地域の実情に応じ、レクリエーション、健康相談、創作活動等を実施し、交流や社会参加の機会を設ける。	福祉課	社会福祉協議会に委託して実施。各地区の公民館などで「いきいきサロン」を開催し、交流や介護予防に努めた。関係機関と会議を定期的に開催することで情報共有を図り迅速な事業改善に努めた。	継続	新規会員加入促進の取り組みを進めるとともに集いの場の継続を図る。

6 障がいのある人

【推進方針】

すべての障がいのある人が地域社会の一員として、安心して暮らせる社会づくりと平等の実現に向け、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い諸施策を総合的に進めていきます。

課 題 目 標	①安心して暮らせる環境整備					
	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和5年度実績・評価（課題）	方針
①安心して暮らせる環境整備	(7)	権利擁護	住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう、障がい者虐待や成年後見制度等の普及啓発を含め、必要な支援を行う。	福祉課	障がい者虐待に関する相談に対応した。また障がい者虐待相談窓口の周知に努めた。	継続
		基幹相談支援センター等機能強化事業	地域で生活する上で、必要な相談や福祉サービスの利用援助、金銭管理など、権利擁護のための情報提供や助言、必要な支援につなぐ。	福祉課	社会福祉協議会と連携して障がい者の相談に応じ、必要なサービス等を案内することができた。	継続
	(1)	介護給付（障害者自立支援給付事業）	障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行う介護給付にかかる費用を給付する。	福祉課	申請者の状況を聞き取り、審査会を経て必要なサービスを必要量提供することができた。	継続
		相談支援（障害者自立支援給付事業）	障がい者自身が必要なサービスを選択して利用するために、障がいの程度や健康状態などに応じたサービスの選択などを支援する相談支援にかかる費用を給付する。	福祉課	相談支援事業を通して障がい状況に応じたマネジメントを行った。	継続
		身体障害者（児）補装具給付事業	身体障害者の補装具（身体部位の欠損または身体機能の損傷を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与したり職業生活を容易にしたりするための器具）の購入や修理にかかる費用を給付する。	福祉課	法律、制度に則り、車いす、電動車いす、補聴器、下肢装具などの費用給付決定を行った。	継続
		日常生活用具の給付等事業	障がい者に対して、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の購入又は貸与にかかる費用を給付する。	福祉課	制度に則り、日常生活用具（ストーマや紙おむつなど）の給付決定を行った。	継続
		「食」の自立支援事業（再掲）	調理が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供・宅配すると共に利用者の安否確認を行う。	福祉課	配食業者や、在宅介護支援センターなどと連携し、サービス利用の手続きや安否確認などを行った。関係機関と毎月会議を開催し情報共有を実施した。	継続

① 安心して暮らせる環境整備	(4)	生活習慣病の早期発見とその進行予防	特定健診・各種がん検診により、生活習慣病の発見と改善により、介護予防や健康寿命の延伸を図る。	健康課	町の集団健診を33回実施した。特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診を同時実施や土日の健診等、受診者の利便性に配慮した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮や新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだ。集団健診会場で記念品を配布するなど、受診率向上に努めた。	継続	健診の必要性を周知啓発し、わかりやすい保健指導を実施する。
		生活習慣病の改善指導事業（再掲）	健診結果で生活改善の必要のある人への保健指導を徹底し、悪化を防止し健康的な生活となる保健指導・相談を行う。	健康課	面談や訪問、電話等で保健指導を実施し、未治療者や治療中断者を治療につなげるなど、良好な疾病コントロールの支援を行った。また、治療中だが数値悪化の傾向がある人には治療状況や生活習慣等の確認を行い、疾病コントロールを支援した。	継続	健診後のフォローを強化し、次年度の健診結果で効果が表れるよう努める。
		重度障害者医療対策費	重度障がい者の医療費の一部を補助し、福祉の向上を図る。	健康課	重度障がい者の福祉の向上を図るため、医療費の一部負担金を補助した。	継続	県基準と同等の補助を実施する。
		自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。	福祉課	制度に則り、障がい者の障がい軽減などのため、制度に該当する医療に対し支給決定を行った。	継続	引き続き制度に則った給付を行う。
		支援情報の提供	障害者福祉の手引き、地域資源マップ、広報紙、町ホームページなどで随時情報提供を行う。	福祉課	手引きを作成し、障がい者手帳の新規交付時などに配布し、情報提供を行った。また、12月に「障害者週間」についての記事を広報紙に掲載し、障がいに対する正しい認識の啓発を行った。	継続	随時情報提供を行う。
		関係機関の連携	早期療育・教育支援体制の充実を図るため、教育・療育・福祉・保健の各分野の連携による協力体制づくりを行う。	健康課 教育課 こども課	就学時健診や就学指導・相談に際して、関係課が情報を共有し、個別の連携強化に努めた。	継続	関係課との個別の情報共有、協力体制の強化を図る。
				福祉課	朝倉地区障害者等自立支援協議会こども部会等を通じ関係機関との連携を図るため、部会への参加を行った。	継続	引き続き関係機関と連携を図る。
		移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者などに対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加を目的とする外出の際の移動支援にかかる費用を給付する。	福祉課	申請者から状況を聞き取り、必要に応じてサービス提供した。	継続	国、県の補助金額を上回る費用が掛かり財政負担が大きいが、真にサービスが必要か聞き取り、公平公正な提供に努める。
		コミュニケーション支援事業	聴覚及び音声・言語機能障がいのある人に対して要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣する際にかかる費用を給付する。	福祉課	社会福祉協議会へ事業を委託し、ボランティアの協力を得て支援が必要な方にサービス提供することができた。	継続	引き続き継続して実施する。
		ボランティア地域福祉団体育成助成事業	地域における住民のお互いの助け合いや国のサービスでは補えない支援について提供できるボランティアや地域福祉団体を育成・援助する。	福祉課	身体障害者福祉協会等への助成を通じて、地域福祉団体の活動を支援した。	継続	継続して事業を実施し、団体等の支援に努める。
		すみよか事業「住宅改修事業」（再掲）	在宅の要援護高齢者若しくは障がい者と又はこれらと同居する者に対して、高齢者などに配慮した住宅に改修するための資金を助成することにより在宅福祉の推進に資する。	福祉課	日常生活の自立支援を目的に、在宅の要援護高齢者などに対し住宅改修の支援対象者が申請可能となるよう県への補助申請の事務を実施した。	継続	申請があれば対応できるよう継続して実施する。

(7)	防災行政無線、ハザードマップ	行政情報の迅速な伝達及び災害に対する備えを図る。	環境防災課	防災行政無線の適正な維持管理及び運用を行った。 ハザードマップの配布により周知、啓発を行った。	継続	防災行政無線の適切な維持管理及び運用を行うことで、適切な情報伝達に努める。
	避難行動要支援者名簿整備事業 (再掲)	災害時に要支援者の迅速な安否確認及び日ごろの見守り活動を行うために、要支援者台帳への登録を行い、各関係機関で情報を共有する。	福祉課	民生委員・児童委員などの協力により要支援者の把握に努めた。関係機関と情報を共有することができた。	継続	民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者の確実な把握、制度の周知、情報の適時更新に努める。見守りネットワーク会議を活用し関係機関と情報共有・業務連携を図る。
	健康事業の環境整備 (再掲)	安全に配慮した健診会場づくりや、働く家族と共に受けやすい、土日の健診を実施するなど環境づくりを推進する。	健康課	土日の健診や団体健診、地区割健診の実施、web予約など、受診しやすい環境づくりを推進した。また、完全予約制により、待ち時間の短縮に取り組んだ。	継続	よりスムーズに予約ができるように予約方法の周知に努める。
	道路新設改良事業 道路維持補修事業 (再掲)	地域の利用状況から特性を考慮し、安全で快適な道路整備に努める。また、適正な維持管理を行うことで、全ての利用者の安全確保に努める。 国・県道については、広域的なネットワークを構築させ、より安全で便利な通行空間を確保するため、継続して要望活動を行っていく。	建設課	各種基準に基づく道路等の整備や舗装破損の補修などの維持管理に努め、道路利用者が安心して快適に道路を利用できるように改善した。	継続	総合計画に基づく道路等の整備、巡視・点検計画に基づく定期的な道路等の点検・維持管理を行う。 国・県道の整備については、継続して要望など行っていく。
	交通安全施設整備事業 (再掲)	カーブミラーや転落防止柵設置など交通安全施設を整備することにより、道路通行時の交通安全及び交通事故防止対策を実施する。	建設課	町内全域で63箇所の交通安全施設を整備し、交通の安全と円滑化並びに事故防止の対策を行った。	継続	交通事故防止等に資する交通安全施設の整備を、継続して行う。
	都市公園維持管理業務 (再掲)	公園、緑地等を適正に維持管理することにより、町民の健康づくりや安らぎ・憩いの場を提供する。	都市計画課	公園内施設の修繕並びに遊具等の改築更新、また、樹木の剪定及び園地清掃等により安全で快適な空間づくりに努めた。	継続	安心安全なゆりの空間を提供すべく、継続して適正な維持管理に努める。
	防犯灯整備事業 (再掲)	夜間照明を整備することにより、防犯、通行安全対策を図る。既存の防犯灯については、各行政区と連携し保守点検を行う。	環境防災課	各行政区との連携のもと、防犯灯の維持管理を行った。また、地域の要望に基づき防犯上必要性を考慮し、新設を行った。	継続	防犯対策として、防犯灯維持の管理を引き続き行う。
② 障がいに対する理解・啓発活動の推進	(7)	障がいに関する啓発活動	福祉課	ポスター等を掲示して周知した。また、障がいの正しい理解のため12月の「障害者週間」など広報紙に記事を掲載し啓発を行った。	継続	継続して障がいの正しい理解、啓発に努める。
			教育課	道徳科で共生について学習したり、ゲストティーチャーとして来ていただいたり、オンラインを活用して交流を行うなど、障がいのある人に対する理解を深めた。	継続	総合的な学習の時間における体験活動等を引き続き実施し、人権感覚、意識の向上に努める。
		障害者週間の広報	福祉課	ポスター等の掲示や、12月に「障害者週間」についての記事を広報紙に掲載し、障がいに対する正しい認識の啓発を行った。	継続	今後も広報紙等により障がいの正しい理解、啓発に努める。
		各種講座などの開催	福祉課	小学生の福祉館訪問などの機会を通して、障がいの正しい理解のための説明を行った。	継続	小学生の福祉館訪問等の機会を通じて障がいの正しい理解、啓発を行う。
		体験学習	福祉課	社協の福祉教育プログラムにより、小学生に障がいの疑似体験を行い、障がい者への理解のための説明を行った。	継続	疑似体験を通し、理解を深める機会の提供を行う。

③ 自立支援 の 充 実	(7)	特別支援教育支援員の配置	配慮を要する児童生徒に対する、学校生活上の医療的介助や支援を行う。	教育課	各学校に1～2人の支援員を配置し、児童生徒への介助や支援を行った。	継続	継続して、支援員を配置し支援を行う。
		地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人などの地域生活支援の促進を図る。	福祉課	町内2か所のセンターに補助を行い、町内外問わず多くの障がいのある方が利用することができた。	継続	継続して事業を実施する。
	(4)	訓練等給付（障害者自立支援給付事業）	身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う障害福祉サービスにかかる費用を給付する。	福祉課	申請者の状況を聞き取り、審査会にて必要性を審議し、就労に必要なサービスを必要量提供することができた。	継続	現行法を遵守し、適正なサービス支給を行う。
		就労支援の推進	地域活動支援センターや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携することで、創作・生産活動の場や交流機会の提供、就労に向けた支援を行う。	福祉課	町内の地域活動支援センターに事業補助を行い、障がい者の日中活動、生産活動の場や社会との交流の場の提供を行うとともに、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携して、就労に向けての支援をした。	継続	引き続き障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労支援を推進する。
	(7)	コミュニケーション支援事業 移動支援事業など	スポーツ大会、イベントなどの周知及び参加の取りまとめを行う。 障がい者も気軽に参加できるようコミュニケーション支援事業や移動支援事業などを活用し、活動の機会の拡大に努める。	福祉課	スポーツ大会についての情報提供や、障がい者交流、情報交換促進により福祉向上を図るため障がい関係団体へ活動助成を行った。 また、障がい者社会参加のため、コミュニケーションや移動支援事業を行った。	継続	障がい者の社会参加促進のため、継続して事業を実施する。
		交流・ふれあいの場の充実	障がい者諸団体の活動に対する支援を行う。 地域におけるイベントなどに気軽に参加できるよう工夫をし、地域での交流を促進する。	福祉課	障がい者交流、情報交換促進による福祉の向上を図るため障がい関係団体へ活動助成を行った。	継続	団体への支援を継続し、交流を促進する。

7 外国人

【推進方針】
 多国籍化や多民族化が進展する現在、外国人との相互理解、友好関係を築くとともにお互いに個性を尊重し合い、訪れる外国人が楽しく過ごせ、また、滞在する外国人が安心して快適に生活できるまちづくりのため、次のような施策を推進します。

課 題 目 標	①相互理解の促進と人権教育・啓発の推進 (ア) 学習機会の提供や啓発の推進 (イ) 就学前教育・学校教育・社会教育における国際理解教育の推進 ②生活環境の充実 (ア) 外国語による情報提供の推進 (イ) 関係機関と連携した相談・支援体制の整備 (ウ) 防犯・防災体制の充実
------------------	--

《課題目標を達成するため実施する事業など》

分類	事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度取組
① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進	(7) 相互理解のための啓発	国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発を行う。	人権・同和対策室	ホームページや窓口に、外国人の人権やヘイトスピーチ解消に向けた内容を掲載し、啓発を行った。	継続	今後もホームページや広報、チラシを活用し、啓発を行う。
	外国語指導助手(A L T)事業	小学校から外国人指導助手による授業を実施し、生の英語に親しむことにより国際理解を図る。	教育課	小学3年生以上の児童生徒に、1週間に1日はA L Tによる授業を実施した。	継続	5人のA L Tを各学校に配置し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
	(4) 社会科の学習の充実	社会科の授業を通して、異なる歴史、文化、宗教、生活習慣の知識を深める。	教育課	学習指導要領に基づいた適切な指導を行った。	継続	学習指導要領に基づき、年間指導計画を作成し、指導を実施する。
	自主活動グループの支援	公民館講座を自主講座へ繋げる活動、またその後の支援を行う。	生涯学習課	公民館講座から自主講座へ繋げる活動、また生徒の呼び込みや周知などの支援に努めた。	継続	活動状況を確認しながら、支援を継続する。
② 生活環境の充実	(7) 母子健康手帳の交付	希望する妊婦に対して、対応可能な外国語版の母子健康手帳を交付する。	健康課	10か国語の外国語版母子手帳を準備しており、希望者に交付した。	継続	今後も希望者に対し、外国語母子手帳の交付を行う。
	資料収集	外国語のパンフレットなどを収集し、情報提供に努める。	住民課	外国語の公的手続き、生活ガイドに関する説明書を窓口カウンターに配置し、情報の提供に努めた。	継続	様々な外国語に対応したパンフレットを収集する。
	(4) 相談窓口紹介	財団法人作成の相談窓口に関するガイドブックやパンフレット及びN P O法人作成の相談窓口紹介カードを積極的に活用する。	住民課	パンフレット等を窓口カウンターに配置し、情報の提供を行った。また、他課からの問い合わせに対し、相談窓口の紹介を行った。	継続	情報や資料などの収集に努め、積極的に活用を行う。
	関係機関との連携	ハローワークと連携し、情報提供に努める。	農林商工課	求人情報について、チラシなどを窓口に配架し、周知を行った。	継続	今後も求人等に関する情報を提供する。
	(7) 防犯・防災体制の充実	防犯や防災に関する情報提供に努める。	環境防災課	翻訳アプリ等を利用し、多言語に対応できるよう努めた。	継続	今後も防犯や防災に関する情報を適切に提供する。

8 感染症患者等

【推進方針】

H I V感染者・エイズ患者とその家族等が不当な取り扱いを受けることがないよう、正しい知識の普及と啓発の推進に努めていきます。
 ハンセン病に対する理解は、病気に対する正しい知識と理解、隔離政策下におかれた療養所の歴史、今の状況を知り考えていくことです。ハンセン病患者やハンセン病元患者とその家族等が不当な差別を受けることがないよう、正しい知識の普及と啓発の充実を図ります。
 また、その他の感染症や難病などについても正しい情報や知識を習得し、理解を推進していきます。

課題目標		①教育・啓発活動の推進 （ア）H I V感染症・ハンセン病・その他の感染症や難病等に関する理解及び啓発の推進 （イ）学校における教育の充実 （ウ）関係機関との連携 ②患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備 （ア）プライバシー保護の徹底 （イ）相談・支援の充実					
《課題目標を達成するため実施する事業など》							
分類		事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度の取組
①教育・啓発活動の推進	(7)	健康教育・情報提供	読みやすい物・外国語版などの資料を収集準備し、無料検査や相談窓口なども合わせて情報提供を行う。 広報紙やホームページを活用し、啓発活動を行い、いつでも情報が手に入るようにする。 地域で行われる健康講座などにおいて、広く情報提供を行う。	健康課	広報紙掲載や窓口にリーフレットを設置した。	継続	広く情報を集め、周知していく。
	(4)	社会科の学習の充実	中学校社会科の授業を通して、A I D S・H I V感染症・ハンセン病に対する正しい知識と理解を深める。	教育課	社会科に限らず、保健体育科等においても取り扱い、年間指導計画に位置付け、実施した。	継続	様々な人権尊重の取組に関心を持ち、自分にできることは何かを考える場を位置付ける。
	(7)	情報交換	県の相談窓口や県機関からの情報を、庁内関連部署（健康課・教育課・こども課）と共有し、情報交換できるよう連携する。	健康課	リーフレットを窓口に設置し、情報提供を行った。 必要な情報は関係部署と情報共有した。	継続	情報収集に努め、関係部署との連携を図る。
②患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備	(7)	プライバシーの保護	プライバシーの保護を徹底する。	健康課	プライバシーの保護には細心の注意を払った。	継続	相談等の際には、プライバシーの保護を徹底する。
	(4)	健康相談	プライバシーを最大限保護し相談を受け、専門相談窓口や検査機関の紹介を行い、関連機関との連携を図る。	健康課	医療機関などの情報提供ができるよう情報収集に努めた。	継続	相談等の際には、プライバシーの保護を徹底する。

9 犯罪被害者等

【推進方針】

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

課題目標						
①教育・啓発活動の推進 (ア) 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進 ②相談・支援体制の推進 (ア) 各種関係機関との連携						
《課題目標を達成するため実施する事業など》						
分類	事務事業名	事業概要	所管	令和5年度実績・評価(課題)	方針	令和6年度の取組
①教育・啓発活動の推進	(7) 学習機会の提供	人権セミナーや冊子等により、学習機会や理解を深めるための情報を提供する。	人権・同和対策室	人権啓発冊子の中で、身の回りにある人権課題の一つとして、犯罪被害者等の人権のことも紹介した。	継続	県等が開催するセミナーの周知やホームページ等を活用する等、情報を提供する。
②相談・支援体制の推進	(7) 相談窓口の周知	犯罪被害者やその家族等に対し、関係機関と連携し相談支援の周知を行う。また、支援の必要性を認識し、庁内や各関係機関との連携を図る。	関係課	女性の問題に係る相談窓口の周知を広報紙等で行うとともに、庁内連携会議を開催した。DV被害者、ストーカー被害者の相談支援を関係機関と連携し行った。(企画課) 相談窓口についてのパンフレットを窓口に配架し、周知を行った。(健康課、人権・同和対策室) 犯罪被害者等が適切な支援が受けられるよう、県主導により、相談窓口を取りまとめ、ホームページへ掲載し情報提供を行っている。(環境防災課)	継続	引き続き周知を図り、関係機関と連携し迅速に対応する。
	消費者行政・消費生活相談事業	消費生活相談センターを設置し、専門知識を習得した相談員を配置する。	農林商工課	消費生活センターに専門相談員を配置し、週4日の相談業務を行った。相談員は積極的に研修や勉強会に参加した。また、相談の多い高齢者や若年者に対し、出前講座や啓発資料を配布し、周知を行った。	継続	出前講座や二十歳のつどい、卒業式等でリーフレットを配布し、啓発をしていく。

10 インターネットによる人権侵害

【推進方針】

インターネットの性質をふまえ、利用する際のルールやマナーを守り、人権を侵害する内容や根拠のない情報をインターネット上に掲載することなどがないように、関係機関と連携し啓発の実施や教育活動の推進を図ります。

課 題 目 標	《課題目標を達成するため実施する事業など》					
	分類	事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針
①啓 発 活 動 の 推 進 ②教 育 活 動 の 推 進 ③関 係 機 関 と の 連 携	①啓 発 活 動 の 推 進	広報等による啓発	広報やセミナー等さまざまな機会を活用し啓発を行う。	人権・同和対策室	広報ちくぜん裏面の「心のぬくもりを」の中で、インターネットとの付き合い方をテーマにした記事を掲載し啓発を行った。相談窓口を掲載したチラシを窓口に設置した。	継続 関係団体とも連携・協議しながら啓発を進める。
	②教 育 活 動 の 推 進	小・中学校におけるICT教育	タブレット等を活用した授業を通して、人権侵害をしないためのインターネット利用上のルールを学習する。	教育課	タブレット等を活用した授業や「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用し、ネットモラル教育について指導した。	継続 学校や児童生徒の実態に応じて教育活動全体で情報モラルの指導を充実させる。
	③関 係 機 関 と の 連 携	モニタリング事業	法務局や県と情報共有や連携を図り、インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際はプロバイダ等に削除要請を行う。	人権・同和対策室	定期的にインターネット上のサイトを確認し、部落差別に関する内容を発見した際には、プロバイダ等に削除要請を行った。また、その結果について、法務局にも報告した。	継続 今後も確認と削除要請等の対応を行い、削除されない案件等については、法務局に相談し、連携して対応を行う。

11 性的少数者

【推進方針】

地域や職場、家庭において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布などさまざまな手法による啓発を推進します。

また、学校においては、児童生徒の心情に十分配慮し、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

課題目標		①教育・啓発の推進 （ア）社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 （イ）学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 ②相談支援体制の整備					
《課題目標を達成するため実施する事業など》							
分類		事務事業名	事業概要	所管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度の取組
① 教育・啓 発の推 進	(7)	町民に対する性的少数者に関する啓発	全町民に対して多様な性に関する理解を深める啓発を行う。	人権・同和対策室	人権啓発冊子を製作し、その中で、性の多様性やパートナーシップ宣誓制度を特集として取り上げ、全戸配布し啓発を行った。	継続	出前講座メニューにテーマ（性の多様性と人権）を追加し、広く啓発ができるよう学習の機会を増やす。 また、職員の理解が深まるよう教育・啓発を行っていく。
	(4)	小・中学校における性的少数者に関する啓発	児童生徒に対して多様な性に関する理解を深める学習を行うと共に、保護者についても講演会等を通して理解を図る。	教育課	L G B T Qに関する教職員の確かな認識と十分な対応ができるよう指導した。また、小中学校においては通知文等を踏まえた研修会等を実施した。	継続	あらゆる機会を通して啓発を行う。
② 相談支 援体 制の 整備		相談窓口の周知、啓発	相談窓口の情報を広報紙やリーフレット等を利用して周知、啓発を行う。	関係課	相談窓口についてのパンフレットを窓口に配架し、周知を行った。（人権・同和対策室）	継続	引き続き周知を行う。

12 さまざまな人権課題

【推進方針】

さまざまな人権問題の多くは、そのことについて正しく知らないという無知、無理解から起きています。それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

課 題 目 標	①教育・啓発の推進					
	《課題目標を達成するため実施する事業など》					
分類	事務事業名	事 業 概 要	所 管	令和5年度 実績・評価（課題）	方針	令和6年度の取組
① 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	大刀洗平和記念館による平和推進事業	史実を学び、戦争の記憶を留め伝えていく施設として、すべての世代へ平和のメッセージを発信していく。	企画課 (大刀洗平和記念館)	新型コロナ対策の規制緩和により、感染防止対策は行いつつ通常の運営を行った。また震電（実物大模型）の展示や企画展等を開催してきた。令和5年度入館者数は約95,000人を見込み、コロナ前の状態に回復しつつある。修学旅行等による来校者数は334校となり着実に増加している。学校等に好評である朗読も円滑に提供することができた。空襲や特攻などを含めた大刀洗飛行場の歴史を感じ、平和の大切、命の尊さを訴えることができた。	継続	今後も、大刀洗平和記念館の展示、取り組みを通じて、平和の情報発信を行っていく。貴重な戦跡である掩体壕の整備を進め、戦跡FWを通じて平和を訴える取り組みを充実させていく。
	プライバシーの保護の徹底	プライバシーの保護を徹底する。	全課	他課との密な連携や情報の共有化を図り、個人情報の保護等、プライバシーの保護を徹底した。	継続	個人情報保護の重要性の再確認、および周知に努める。

筑前町人権教育・啓発基本指針 分野別施策一覧

項 目	施策の方向性	
人権全般		
同和問題 (部落差別)	① 啓発の推進	(ア) 啓発活動の充実及び推進 (イ) 企業における啓発活動の推進 (ウ) えせ同和行為の排除
	② 人権・同和教育の推進	(ア) 学校教育における人権・同和教育の推進 (イ) 社会教育における人権・同和教育の推進
	③ 相談体制の強化	(ア) 相談窓口の周知と体制の充実
女性	① 女性の人権が尊重される社会づくり	(ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 (イ) 生涯を通じた女性の保健福祉支援体制の整備
	② あらゆる暴力の根絶と被害者の保護	(ア) 女性に対するあらゆる暴力を容認しない環境づくりの推進 (イ) 相談窓口の設置や被害者支援体制の整備
	③ あらゆる場における意識改革	(ア) 子育てや介護と就労の両立支援 (イ) 男女共同参画社会づくりの推進
子ども	① 子どもの人権が尊重されるまちづくり	(ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 (イ) 子どもの権利を守るネットワークの構築 (ウ) 子どもの権利擁護
	② 子育て支援に関する環境づくり	(ア) 子育てを応援する仕組みづくり (イ) 相談体制の充実
	③ 子どもの安全の確保	(ア) 子どもの健全育成の推進 (イ) 児童虐待防止対策の充実
高齢者	① 安心して暮らせる環境整備	(ア) 地域包括ケアシステムの体制づくり (イ) 高齢者相談支援の充実 (ウ) 保険、医療、年金制度の周知 (エ) 心身の健康支援 (オ) 権利擁護と虐待防止対策の充実 (カ) 道路、公園、公共施設等のバリアフリー化
	② 社会参加の推進	(ア) 学習機会、就労機会、生きがいづくり支援の充実
障がいのある人	① 安心して暮らせる環境整備	(ア) 権利擁護の推進 (イ) 日常生活における支援 (ウ) 生活環境の整備
	② 障がいに対する理解・啓発活動の推進	(ア) 学校や地域における人権教育・啓発の充実 (イ) 教育環境の充実 (ウ) 就労支援の推進
	③ 自立支援の充実	(ア) 生きがいづくりの推進 (イ) 学習機会の提供や啓発の推進 (イ) 就学前教育・学校教育・社会教育における国際理解教育の推進 (ア) 外国語による情報提供の推進 (イ) 関係機関と連携した相談・支援体制の整備 (ウ) 防犯・防災体制の充実
外国人	① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進	(ア) 学習機会の提供や啓発の推進 (イ) 就学前教育・学校教育・社会教育における国際理解教育の推進 (ア) 外国語による情報提供の推進 (イ) 関係機関と連携した相談・支援体制の整備 (ウ) 防犯・防災体制の充実
感染症患者等	② 生活環境の充実	(ア) HIV感染症・ハンセン病・その他の感染症や難病等に関する理解及び啓発の推進 (イ) 学校における教育の充実 (ウ) 関係機関との連携 (ア) プライバシー保護の徹底 (イ) 相談・支援の充実
犯罪被害者等	① 教育・啓発活動の推進	(ア) 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進 (イ) 各種関係機関との連携
インターネットによる 人権侵害	② 相談・支援体制の推進	(ア) 啓発活動の推進 (イ) 教育活動の推進 (イ) 関係機関との連携
性的少数者	③ 関係機関との連携	(ア) 社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 (イ) 学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進
さまざまな人権課題	① 教育・啓発の推進	